

社会保険

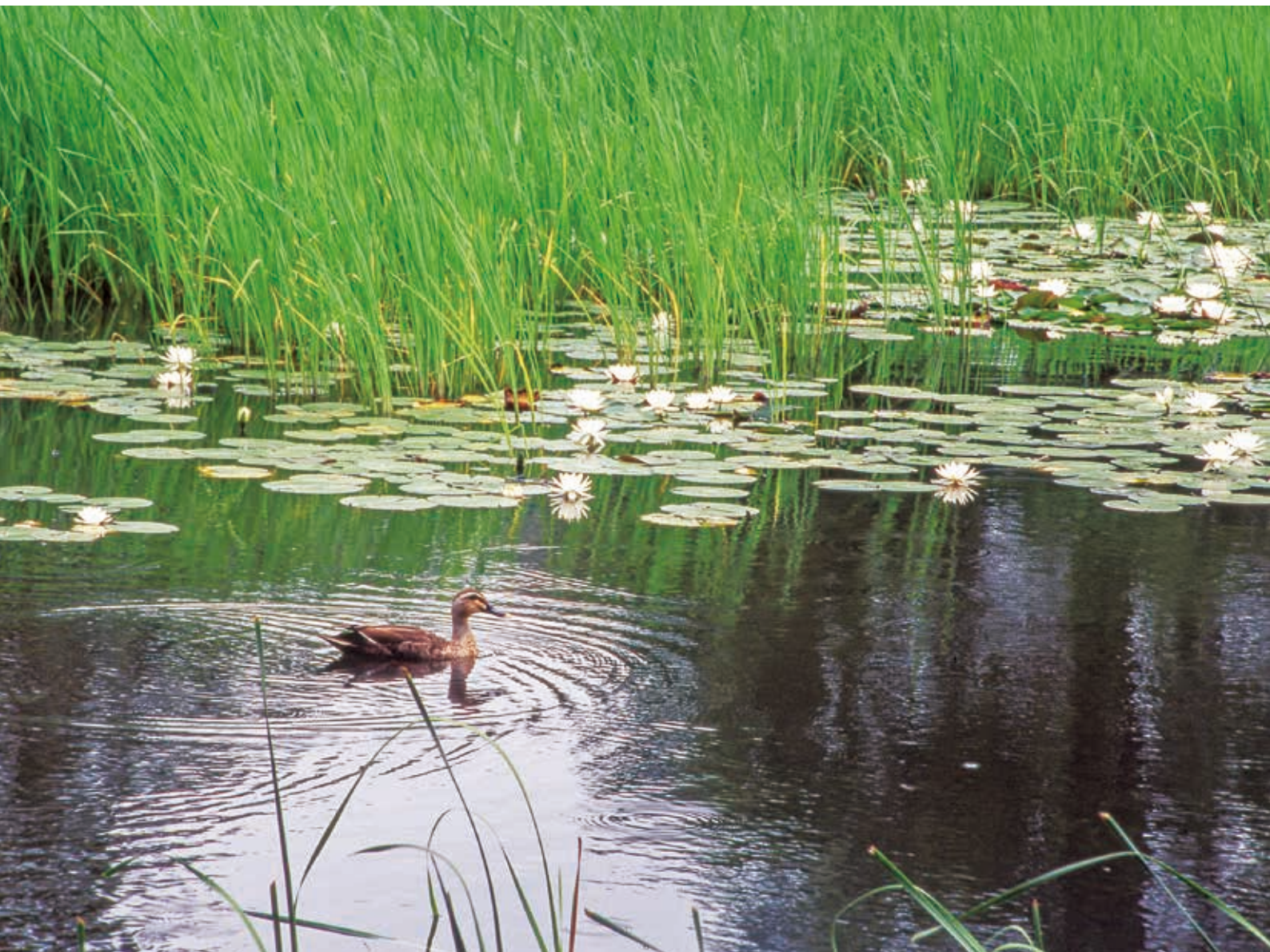
いばらき

7

傷病手当金支給申請のポイント

2020 July
NO.504

- 賞与支払届の提出はお済ですか
- 「わたしと年金」エッセイ募集について
- 茨城県社会保険協会からのお知らせ
- 出張年金相談



「潤沼の自然」(撮影：茨城町)：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

傷病手当金支給申請のポイント

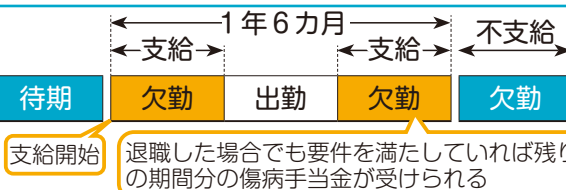
傷病手当金とは、被保険者が病気やケガで仕事を休み、その療養のあいだ、給与を受けられないときの休業補償です。

傷病手当金が支給される条件 以下の条件すべてに該当したときに支給されます

<p>仕事とは関係のない病気やケガ 業務災害・通勤途上の傷病は労災保険扱いです</p> <p>連続する3日間（待期期間）を含み 4日以上仕事に就けない 待期期間には有給休暇・公休日・祝日を含みます</p>	<p>療養のために仕事に就けない（労務不能） 療養担当者（医師など）の意見をもとに判断</p> <p>休んだ期間について給与の支払いがない または その給与の日額が傷病手当金より少ない</p>
---	---

■支給される期間は？

同一の病気やケガについて、支給開始日から**1年6ヵ月間**です。
出勤して給与支払いがあった期間も**1年6ヵ月間**に含まれます。



■いくら支払われる？

傷病手当金の支給額の計算方法

被保険者期間が1年に満たない場合は、入社後の平均額か、協会けんぽの全被保険者の平均額（令和2年度は30万円）のいずれか低い額を使用して計算します。

$$\text{支給総額} = \text{直近1年間の標準報酬月額} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数}$$

傷病手当金は以下に該当するときに支給停止（または減額調整）される場合があります

傷病手当金と 出産手当金が 受けられるとき	資格喪失後（退職後）に 老齢年金が 受けられるとき	障害厚生年金 または 障害手当金が 受けられるとき	労災保険の 休業補償給付が 受けられるとき
-----------------------------	---------------------------------	------------------------------------	-----------------------------

※退職後の支給要件や詳しい計算方法は、ホームページ等をご確認ください。

申請書提出にあたってのお願い

協会けんぽでは、傷病手当金等の申請書は、スキャナで読み取りを行っています。提出される申請書の中には、正しく読み取りができず、データを手入力する等の事務処理に時間を要しています。

健康保険給付の速やかなお支払いのため、あらためまして下記の点にご理解とご協力をお願いいたします。

- **申請書をコピーして使わない**
印字位置がずれてしまったり、印字が薄くなります。
- **【読み取り部分】へのメモ書き、ホッチキス、付せん、のり付けはしない**
【読み取り部分】とは、申請書四隅の黒線、記号番号、様式番号となります。
- **協会けんぽから申請書を入手した場合、申請書の切り離しはしない**
協会けんぽから申請書をお送りする場合は、A3版の申請書となりますが、切り離す必要はありません。
- **ホームページから申請書をダウンロードした場合、両面印刷・縮小拡大印刷・トナーセーブはしない**
A4片面、「実際のサイズ」で印刷してください。

健康保険給付に関する各種申請書は協会けんぽのホームページからダウンロード可能です。

お問い合わせ先：業務グループ (029-303-1582)

申請書に記入漏れや記入不備があると、お支払いまでにお時間をいただく場合がございます。

申請をいただく際に、注意いただきたいポイント！

申請書を提出する前に、以下の点をもう一度お確かめください。

1ページ	<input type="checkbox"/>	被保険者証の記号番号は正しく記入していますか。 ※退職後の申請の場合、在職時の被保険者証の記号・番号を記入ください。
	<input type="checkbox"/>	振込先指定口座を正しく記入していますか。 ※ゆうちょ銀行の場合、振込専用の漢数字3桁の支店名を記入ください。
	<input type="checkbox"/>	振込先指定口座が被保険者と異なる場合は、受取代理人の欄につきましても記入していますか。 ※被保険者名と代理人名のそれぞれの署名押印が必要です。
2ページ	<input type="checkbox"/>	傷病名欄・初診日欄は漏れていませんか。 ※2回目以降の申請の際にも必ず記入ください（記入に当たりましては、4ページの医師証明欄を確認のうえ、記入ください）。
	<input type="checkbox"/>	療養のため休んだ期間（申請期間）を記入していますか。 ※未来日の申請はできません。～日間の日数は公休日や土日を含めた日数を記入ください。
	<input type="checkbox"/>	仕事内容を記入していますか。 ※記入漏れが多い箇所です。退職後の申請の場合、在職時の仕事内容を記入ください。
	<input type="checkbox"/>	ケガで申請の場合、負傷原因届を添付していますか。 ※初回申請時には添付が必要です（負傷原因届はホームページからダウンロードできます）。
	<input type="checkbox"/>	年金受給中の場合、年金受給について記入していますか。 ※障害厚生年金や退職後の申請で老齢退職年金を受給している方は、年金証書や直近の年金額が分かるものの写し等が必要です。
3ページ	<input type="checkbox"/>	事業主が証明するところはすべて記入していますか。 ※勤務状況や賃金支給状況は、申請期間のみではなく、申請期間を含む賃金計算締日の翌日から締日の期間までを記入したうえで、給与の締日以降に提出ください。 ※『賃金台帳や出勤簿のコピー』の添付は必要ありません。
	<input type="checkbox"/>	事業主印を押印していますか。 ※記入誤りを訂正した場合、訂正箇所の近くに事業主印の押印が必要です。
4ページ	<input type="checkbox"/>	療養担当者が記入するところはすべて記入してありますか。 ※労務不能と認められた期間の日数の数え間違いにご注意ください。 ※療養担当者による証明日は、労務不能と認められた期間の最終日以降の日付を記入いただいでください。
	<input type="checkbox"/>	療養担当者印を押印していますか。 ※記入誤りを訂正した場合、訂正箇所の近くに療養担当者の押印が必要です。

傷病手当金の申請期限（時効）について：労務不能であった日ごとにその翌日から2年以内

（例）令和2年4月1日から令和2年4月30日まで労務不能であった場合

令和2年4月1日の起算日 = 令和2年4月2日 → 申請期限は2年後の令和4年4月1日

令和2年4月30日の起算日 = 令和2年5月1日 → 申請期限は2年後の令和4年4月30日

※傷病手当金は労務不能日に対して給付金をお支払いしているため、1日ずつ時効が起算されます

お問い合わせ先

 全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

発行/企画総務グループ ☎029-303-1580

日本年金機構からのお知らせ

賞与支払届の提出はお済ですか

事業主が被保険者に賞与を支給したときは、支給日より5日以内に「賞与支払届総括表」と「賞与支払届」を提出してください。この届出により標準賞与額と賞与の保険料額が決定されます。標準賞与額は、将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、忘れずに届出をお願い致します。

届出の対象となるもの

期末手当、決算手当、賞与、その他名称を問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものが対象です。なお、年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象となります。

届出用紙等の送付

年金事務所では、賞与支払予定月の前月に、被保険者の氏名、生年月日等を印字した「賞与支払届」の届出用紙等を事業所へ送付しています（詳細は下記のとおりです）。

届出用紙で提出する事業所	「賞与支払届総括表」 「賞与支払届」
電子媒体で提出する事業所	「賞与支払届総括表」 被保険者の氏名・生年月日を収録したCD（希望の場合）

賞与にかかる保険料

実際に支給された賞与額から1,000円未満を切り捨てた額が、「標準賞与額」となります。この「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険の保険料率を乗じて、賞与にかかる保険料額を算定します。保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。

標準賞与額には上限が決められており、健康保険では年度（4月から翌年3月まで）の累計額が573万円、厚生年金保険では1か月につき150万円となっています。同一月内に賞与が2回以上支給された場合は、合算した額で上限額が適用されます。

留意事項

- 資格喪失月に賞与が支払われた場合は、保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支払われた賞与は、健康保険の年度累計の対象となるため、「賞与支払届」の提出が必要になります（保険料はかかりません）。
- 育児休業等による保険料免除期間に賞与が支払われた場合は、健康保険の年度累計の対象となるため、「賞与支払届」の提出が必要になります（保険料はかかりません）。
- 同一月内に同一被保険者に2回以上賞与が支払われた場合は、合算した額を届けてください。
- 70歳以上の被保険者に賞与が支払われた場合は「厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」を提出してください（様式は一般被保険者と同じ）。
- 賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合も、「賞与支払届総括表」による「不支給」の届出が必要になります。

届書の送付先

「賞与支払届総括表」と「賞与支払届」は、

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20
住友生命浦和テクノシティビル3階
日本年金機構 埼玉広域事務センター
※封筒に事務センター名と郵便番号を記載するだけでも届きます。

へ送付してください。

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル0570-007-123（050で始まる電話でおかけになる場合は03-6837-2913）または、お近くの年金事務所へお問い合わせください。



応募締切

令和2年9月11日(金)

消印有効

応募作品

公的年金制度をテーマにしたエッセイ。

公的年金の大切さ、応募者ご自身や身近な方と公的年金とのかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、なんでも結構です。

日本語で1,000～2,000文字以内。

氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属(会社名、学校名等)を明記してください。

内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。

応募作品は返却しません。

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する(11月下旬予定)他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載などを行います。

受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。

受賞者の氏名、年代、性別、住所地の都道府県を公表します。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

応募資格者 中学生以上の方

提出先

日本年金機構相談・サービス推進部
サービス推進グループわたしと年金担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

お問い合わせ先

日本年金機構相談・サービス推進部
サービス推進グループわたしと年金担当
(電話番号) 03-5344-1100 (代表)

主催 日本年金機構

後援 厚生労働省
文部科学省
全国高等学校長協会
全国都道府県教育委員会連合会

茨城県社会保険協会よりお知らせ

令和2年度社会保険協会費納入のお願い

茨城県社会保険協会では会員である事業主さまのご協力のもと、社会保険制度の普及発展や、会員事業所の被保険者やご家族の健康と福利増進のため、各種事業を行っております。これらの事業は会員事業主さまよりお納めいただいた会費（年会費）により運営されております。

令和2年度分の会費の納付書につきましては、4月10日に会員事業所さま宛てお送りしており、すでに多くの会員事業主さまから納付をいただいておりますが、まだ納付されていない事業主さまにおかれましては、お手元の納付書にて納付していただきますようお願い致します。

なお、納付書が見当たらない場合は再交付をいたしますので、茨城県社会保険協会（電話029-226-8005）あてご連絡ください。

夏季プールの一部営業中止のお知らせ

茨城県社会保険協会では、会員事業所の被保険者とその家族の健康と福利の増進のため、毎年夏季にプール利用料金の一部を補助しており、今年も4箇所のプールと契約し、5月にお知らせをしたところですが、そのうちの「いこいの村涸沼（鉾田市）」と「ヒューナックアクアパーク水郷（水郷プール：土浦市）」の2箇所につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年夏季の営業を中止といたしました。

なお、久慈サンピア日立及びフォレスパ大子の2箇所は、現在のところ営業する予定ですが、今後の状況によっては営業を中止する場合がありますので、ご利用の際には事前に各施設のホームページか、または直接施設にお問い合わせのうえご確認くださいませようお願いいたします。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による8月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も事前の予約が必要です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きょ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承願います。

8月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	6日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	12日(水) 10:00～14:00	大子町役場
	19日(水) 10:00～15:00	常陸大宮市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	20日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	27日(木) 10:00～14:30	神栖市商工会本所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	6日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	28日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	6日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	19日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	18日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。